

八洲学園大学 内部質保証推進部会規程

(目的)

第1条 この規程は、八洲学園大学内部質保証推進規程第2条第3項により、内部質保証推進部会（以下、部会という。）について必要な事項を定める。

(任務)

第2条 部会は、内部質保証の推進を統括し、次の事項を任務とする。

- (1) 大学及び各委員会・事務局（以下、各部局という。）における内部質保証の取組状況の監理
- (2) 大学及び各部局における内部質保証の取組状況の確認
- (3) 大学及び各部局への提言、助言、指示等
- (4) 内部質保証に係る情報公開の確認
- (5) 内部質保証に係る取組状況及び取組結果等の学長への報告
- (6) その他必要な事項

(構成)

第3条 部会は、次の各号をもって構成し、部員は学長が委嘱する。

- (1) 総務委員会内部質保証推進担当者
 - (2) 教務委員会内部質保証推進担当者
 - (3) 総務委員会委員長
 - (4) 教務委員会委員長
 - (5) 事務局長
 - (6) 事務局次長
 - (7) 学長
 - (8) その他学長が指名する者
- 2 部長は、前項の部員の中から学長が指名する。
- 3 副部長は部長が指名し、部長が不在のとき、その職務を代行する。
- 4 部員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営)

第4条 部会は部長が招集して議長となり、事務局がそれを補佐する。

- 2 部会は、部員の3分の2の出席をもって成立する。
- 3 部会の議事は、出席部員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、内部質保証の推進に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、令和5年6月27日から施行する。